

名譽および人格権侵害をめぐる訴訟における証明責任

フライブルク大学教授

ディータ・ライポルト

野 村 秀 敏 訳

目次

- I 事実の主張による人格権侵害をめぐる訴訟における証明責任
- II 公法上の撤回請求訴訟における証明責任
- III 繙続的な影響を残す事実の主張に対する私法上の名譽保護をめぐる訴訟における請求権内容と証明責任
- IV 要約

最近数年間の幾つかの興味深い判例によって、主張された事実が真実であるか不真実であるかについての証明責任が、名譽および人格権の民事法上の保護の枠内においてどのように大きな意義を有するかが、新たに明らかとされた。その人格権に関する著名なモノグラフィー⁽¹⁾中ににおいて、ハインリッヒ・フォーマンは、とりわけ撤回請求権(Anspruch auf Widerruf)について明瞭に現れる利益の対立を明確に摘示し、それによって——他の多くの人格権保護についての問題点におけると同様に——判例および学説に強い影響を与えた。たとえば、連邦通常裁判所

ば、後で詳しへ紹介やねるいふにだる一九七七年六月一回田の判例中で、明示的に「アーヴィングの論述を引用して」いる。議論の現状に対する若干の簡潔な所見を述べよといふ下の論みは、本記念論文集の被離婚者に、心からのお詫びを祈りう、感謝の感情のうきやかな表現として書かれてゐる。

- (一) Das Persönlichkeitsschutzrecht, 2. Aufl. (1967), S. 358 ff., S. auch Hubmann, Der Anspruch auf Widerruf ehrenverletzender Pressedarstellungen (zu BGH NJW 1961, 1913), JuS 1963, 98, 100 sowie JZ 1963, 131 (Urteilsanmerkung zu BGHZ 37, 187-JZ 1963, 130). Grundlegend auch Hubmann, Das Recht auf Identität, Gedächtnisschrift für Rudolf Schmidt (1966) 161.
- (八) BGHZ 69, 181, 183.

I 事実の主張による人格権侵害をめぐる論議における証明責任

概観の出発点となる連邦憲法裁判所の最近の判例⁽¹⁾は、主張された事実が真実であるか不真実であるかについての証明責任が、名譽保護の領域においてのみならず人格権のその他の侵害の場合にも中心的な意義を有する」とがある。このことと具体的に示してある。この訴訟においては、バーデン＝ヴュルテンベルク州の一九七六年の州議会の選挙戦中の出来事が問題となつた。キリスト教民主同盟のバーデン＝ヴュルテンベルク州支部は、その演説者に対し、そんなどりわけ以下のようないわ文章を含む「活動する社会主義者」と題する模範演説草稿を配付した。「……で最後に、経済の負荷能力について検討したい。経済といふのは、壊れるまで強く無理な使い方をし、それからの任意に再び始動をやめないのであるモーターのよんだものやある。」のよほどエフラー・ヒュテファンが言った。当時ドイツ社会民主党のバーデン＝ヴュルテンベルク州委員長であったヨアヒム・エフラーは、経済の負荷能力について検討しなければならないが如きがおもて幅いたいじめない、その趣旨のことを幅いたいじめないと理由や、右のよどみ述べる所止める所を求めて訴えを提起した。民事諸裁判所は不真実の証明がないと

し、証明責任を原告に負わせたので、請求棄却となつた。憲法異議の申立ても理由なしとされた。

まず第一に興味深いのは、連邦憲法裁判所がその訴えを実体法的にどのように評価したかといふことである。裁判所は、キリスト教民主同盟によつてなされた主張中に名譽侵害的な非難を見ることが出来なかつたので、主張された請求は名譽保護の領域の問題ではないとした。だが、連邦憲法裁判所は、「被害者「自らが得て いる」と考えてい る社会的な名声についての自負」(der selbst definierte soziale Geltungsanspruch) がそれによつて侵害される場合には、基本法二条一項によつて保護された一般的人格権は、言つても「なん」と言つたとされる」とによつても侵害されうるとの結論に達して⁽⁴⁾、人格権の保護に新たな次元を開いた。この方向指示的な法的思考は、ここで引き続き分析されるのではない。また、(連邦憲法裁判所と同様に) ドイツ社会民主党の委員長の言つたことについてなされた主張は、(直ぐ前に再掲した形での) 一般的人格権の侵害と評価されうるために、内容的に十分重大であるところが出発点とされる。

実体法的に見て、人格権の侵害は、明らかに、原告が言つたとされるいふことを言わなかつた場合にのみ、肯定されうる。民事諸裁判所がこの問題の真偽不明を理由に請求を棄却した、つまり、原告に証明責任を負わせたことを、連邦憲法裁判所は憲法上問題はないとした。被告はその主張を理由付け (substantieren) なければならない、すなわち、原告の反論がそれに関連しうることになる言つた時、方法、相手方を述べなければならないから、不真実の証明は原告にとって不可能な要求ではない、という連邦憲法裁判所のこの関連における指摘は正当である。被告のこの理由付責任 (または、原告は不真実についての主張・証明責任を負つており、被告はその限りで否認をするものであるということから出発するならば、一次的な主張責任) は、実際、原告にとり価値のある手助けとなる。被告による十分な理由付けがなされていない場合には、被告の否認は無効であり、ひいては原告の不真実であるとの主張は自由されたものと看做されるべきである⁽⁵⁾ (民事訴訟法一三八条三項)。他方、被告の主張が不真実である場合

にも、そのようなことを具体的に当て推量で述べたり、でっちあげたりするのが容易なことが時折ある。つまり、まさに例示の場合が示しているように、にもかかわらず、証明の危険は重大なままである。侵害された実体基本権から証拠法上の要求をも引き出すことはそれ自体全く可能であると思われるが、人格権の保護がこのように不十分となることの中にまさに憲法違反を見ることは、明らかに行き過ぎであろうし、その点では連邦憲法裁判所に賛成されるべきである。⁽⁷⁾

しかし、「憲法上ではなく」いわゆる一般法上の権利の平面において、被害者に、彼についてなされた主張が不真実であることとの証明を負担させることが実際に説得的であるか否かが検討されるべきである。ここで刑法一八六条に含まれた逆の証明責任規定のことを考えてみると、非常に容易に思いつかれる。多分通説といつてよいであらう見解によつて、名譽侵害的主張の差止請求権が問題である限り、民事法上の名譽保護の領域について、この証明責任規定は類推適用されている。撤回請求権が問題となつて初めて、後でさらに示されるであらうように、見解が分かれる。ところで、確かに、連邦憲法裁判所の判例の事案は直接には名譽保護の領域の問題とはされえない。連邦憲法裁判所は、これを理由に、刑法一八六条は適用されるべきではないと、うことを出発点とした。⁽⁸⁾ だが、ここで判断されるべき人格権の問題は名譽保護に近いので、名譽保護について認められた証明責任規則の類推が適当に思われる。双方において、証明不可能の危険を主張者に負担させ、それにより、彼をして、名譽もしくは一般的な人格権を侵害する事實を主張する前に、まず真実性と証明可能性について慎重に確かめるようにさせることが、被害者の保護のために適切である。主張が正当な利益の擁護のために命ぜられているようと思われる場合に初めて、そしてその限りで（刑法一九三条類推）、証明が欠けていてもかかわらず、しかいづれにせよ手振りが存在する場合に、事實の主張をなす、ないしは（それが反駁されていない限りで）主張を維持する権利が被告に認められるべきである。具体的な事件においては、しかし、正当な利益の擁護の要件を肯定することは困難である。⁽¹⁰⁾ 選挙戦

名誉および人格権侵害をめぐる訴訟における証明責任

におこしたるべく多くの国民党の投票を獲得するための利益は、政治的競争者にかかる証明しない主張をだらりと正當化しえた。

しかし主張された証明責任規則によると（それは主張責任にも影響を及ぼし、被告による理由付責任がその第1次的な主張責任であるとのよりて民衆がやむ）（高等裁判所がこゝにいたよつて）証拠調べの結果被告によるいかれた主張が真実であるか不真実であるか確定されねば、場合には、したがつて、差止請求訴訟は認容されねばくわであつた（¹¹）。

(3) BVerfGE 54, 148=JZ 1980, 719=NJW 1980, 2070.

(4) BVerfGE 54, 148, 155.

(5) BVerfGE 54, 148, 157.

(6) Vgl. Stein-Jonas-Leipold, ZPO, 20. Aufl. (1983), § 138 Rdnr. 28 f.

(7) もれど反し、基本法II第1項もこゝに他の憲法上の考慮から、証明責任は通常普通と均等に分配されなければならないとする一般原則を導いていはず説得的ではなつた。だが、BVerfGE 52, 131, 143 ff. などによれば「少數尊観」がこの方針を廃止した。Dagegen Stüner NJW 1979, 2334, 2337; Stein-Jonas-Leipold (N. 6), Rdnr. 63 vor § 128.

(8) RG JW 37, 2352; RGZ 115, 74, 79, 83; P. Schlosser JZ 1963, 309, 311; Leipold, Beweislastregeln und gesetzliche Vermutungen (1965), S. 164; Baumgärtel-Wittmann, Handbuch der Beweislast im Privatrecht, Bd. 1 (1981), § 823 II Rdnr. 97.

(9) BVerfGE 54, 148, 157. 宪法一八六条に命ぜられた証明責任規則に言及し、正当な利益の擁護を理由にその考慮を否定した高等裁判所の説明を、連邦憲法裁判所は、その裁判をなすにつけ重要ではないとした。なぜなら、それは、高等裁判所と同様に、名譽侵害的な事実の主張は存在しないところからである。類推は考慮の対象となつなかつた。——Hubmann, Recht auf Identität (N. 1) 165ff. 被害者が不真実の証明責任があるとする立場を表明しなかつた。なつて發してしまふ。

(10) 高等裁判所はこの要性が満たされたとしたが、この点は、連邦憲法裁判所はその立場を明らかにななかつた。な

せなら、それは、刑法一八六条の証明責任規則はいずれにせよ適用されないと見たからである。注(9)参照。

(11) 意見表明の自由という基本権の援用により原告の人格権の保護が妨げられるかという、BVerfGE 54, 148, 158 で最後に提起され、既に人格権の侵害が証明がないといふこと(否定されたので)不間に付された問題は、だが、多分、証明が不可能ではないこの種の主張された事実が問題である限り、否定されるべきであろう。

II 公法上の撤回請求訴訟における証明責任

本質的により問題であるのは、主張の差止請求権ではなくして、撤回請求権が問題である場合のその主張の真実または不真実についての証明責任である。連邦通常裁判所は、名誉を侵害する事実の主張の撤回を命ぜることは、その主張が不真実であることが裁判所によって証明されたと看做される場合にのみ可能である、との立場を堅持している。⁽¹²⁾ 事態を違ったようにも見ることができることとの例として、行政裁判権の領域の一判例が指示される。公務員が公法上の活動の枠内において不真実の事実を主張し、それにより継続的な影響を残す名誉の侵害状態を作り出したときに、公法上は公権力の主体に対する撤回請求権が認められていることは、ちょっと目に予期に反することもしない。それでは、撤回請求権の本来の名宛人、すなわち主張を世に出した者が見過しえられることにならないのか。他方、「公法上の」団体にはその公務員の行動が、その他の場合と同様にここでも帰せしめられ、その結果、その主張は最終的にはその団体自身の主張ということになる。さらに、公務員はなるべくその職務上の行動を理由に個人的な請求を受けることから解放されるべきであるといふことも、結論において、被害者に原則として団体に対する直接請求権(そしてそれのみ)を認めるといふことに十分有利な理由となるであろう。

デュセルドルフ行政裁判所は、そのような事案を取り扱わなければならなかつた。市の助役が、教師である原告について、原告が化学教室(Chemieraum)の状態が悪いといって、管轄官庁を差し置いて市民運動の代表者に、そしてそれにより公衆に訴えたと(ふう趣旨)の主張をした。デュセルドルフ行政裁判所は、真実であるとの証

明が成功していないとの理由で、市にこの主張の撤回を命じた。公法上の名譽保護については、裁判所は、意識的に、主張の不真実の証明責任に関する連邦通常裁判所の見解を採用していない。連邦通常裁判所はその見解を、とりわけ、もしかすると真実であるかもしない主張の撤回を強要されえない侵害者的人格権上の利益を指示することによって理由付けた。⁽¹⁷⁾ デュセルドルフ行政裁判所は、いざれにせよ被告たる団体には人格権がないからそのような考慮の余地はないと見た。それと並び、デュセルドルフ行政裁判所は、刑法一八六条の証明責任規則の類推適用を、公務員は特に慎重に行動する義務を負つており、それ故、それが言つたことを証明できなかつたことの結果を引き受けなければならず、とりわけ、公権力の担い手によつてなされた名譽侵害は、通常、私人によるそれよりも重大であるからにはなおさらである、ということでも理由付けた。

公法に分類されるにもかかわらず、この判例は、民事法上の名譽保護についてももう一度証明責任の問題をよく考えてみるとその契機となるべきであろう。デュセルドルフ行政裁判所が、証明不可能の効果として被告たる団体に撤回義務を負わせることを可能と見ていくとき、そのことは、撤回中に前になされた表示(Ecklärung)の除去を見ており、必ずしも主張自体の真実もしくは不真実について何か言われているとは見ていない、ということを示唆する。すなわち、撤回の中に、前になされた主張が不真実であるとの確定が含まれているとするならば、この法律効果は——いわば事の性質に基づいて——被告の人格権に関連した保護が何の問題とならない場合にも、考慮の対象とならないであろう。すなわち、裁判所自身が真実もしくは不真実を確定しえないと考えた場合に、どうして市は——高権的権威をもつて——主張が不真実であると言わなければならぬのであろうか。それに反し、それでもってそれとしての不真実が表示されることなく、撤回により、なされた名譽侵害的主張の影響が継続して残ることを防止することのみが問題であるならば、刑法一八六条から引き出されうる危険分配は、実際、真偽不明の場合にも、撤回を命ぜることを正当化しうる。撤回が内容的に何を意味し、意味すべきであるかは、したがつて中心的

な問題であつて、しかも法上の領域との問題となるべからぬ。

(12) BGHZ 37, 187; BGHZ 69, 181, 182.

(13) Vgl. BGHZ 34, 99, 108 f. (dazu Bettermann JZ 1961, 432); BVerwG DÖV 1970, 642; austförl. Frötscher, Ehrenschutz im öffentlichen Recht, JuS 1978, 505, 508 f. (行政裁判所の訴訟上における「名誉統合訴訟」も「真摯な訴訟」の権利；s. auch Bettermann, Vom Rechtsschutz und Rechtsweg des Bürgers gegen Rundfunk-Rufnord, NJW 1977, 513, 517.

(14) 例外、つまり公務員個人に対する撤回請求権を、BGHZ 34, 99, 107 で、その公務員によってなされた非難が、（それが職務執行上のものとされるにもかかわらず）名譽侵害の個人的色彩のために公務員個人によつてなされた撤回の表示のみが名義の回復をはかるに適してゐると考えられる程だ、個人的意見ないし立場の表明と認められる場合だ、認められる。

(15) NJW 1982, 2333. — W. Berg JuS 1984, 521 の「ニヤセルドルフ行政裁判所に賛成したる詳細な論文は、なんぞほんの少しおかげだむやあ。」

(16) 原告が被刺されたりへんが、罪悪認定が明示されないと、が、間接的に類れる。

(17) BGHZ 37, 187, 190; BGHZ 69, 181, 183 ff.

III 繼続的な影響を残す事実の主張に対する私法上の名義保護をめぐる

訴訟における請求権内容と証明責任

1 連邦通常裁判所は、各々の事実関係が注目に値する程類似していふ一つの基本的判例において、名譽侵害の

主張の撤回請求権が問題となつてゐる訴訟における証明責任の問題を取り扱つた。双方の判決において、団体の団体の下において起きたとされる出来事についての主張が問題であった。古い方の一九六二年の事案におけるば、(婚姻をしていた)原告は、被告に対し、彼は彼女に婚姻の約束をしたとの主張の撤回を求めた。原告が国際教育者研

修大会 (Pädagogenlehrgang) に参加していた折、大会地で休暇を過(19)していった被告と知り合ったということが確定されたが、どの程度の親密さであったかが、明らかに既に訴訟上争われた。一九七七年の事案においては、同様に原告と被告が対立していたが、ここでは、女の方は、第三者に対し、原告は彼女とのいさかいに際し暴力行為に出でひどい凶暴性をもって殴つたと主張しただけであった。原告は、それに対し、訴訟においてまさに逆の事を述べ、彼ではなくして被告の方が暴力行為に出て、何度も何の理由もなしに彼を棒で殴つたと陳述した。

このような事案において、主張と主張が対立しており、何の証明力のある証拠方法も存在せず、あるいはせいぜい関係人の人格と生活態度に基づいた信用性についての手振りが存在するに過ぎない場合には、その主張が真実もしくは不真実であることについて真偽不明となることはまさに最初から予定されていることである。連邦通常裁判所の見解によると、証拠調べの結果そのようになつたときは、撤回請求訴訟は全面的に棄却されなければならぬ。このことは、しかし、四つの目の下において起きたとされる出来事についての名誉侵害的な主張に、人は、大幅に保護を受けることなく曝されているということを意味しないであろうか。最後には差止請求権が、そして事情によつては金銭賠償請求権が存在し、双方において被告が証明責任を負い、したがつて真偽不明の場合にも敗訴判決を受けるということを指示することによって、この問題を回避することを試みるべきではないであろう。撤回請求権は、なされた主張から、その除去のために撤回が必要である継続的な名誉侵害的効果が生じているということを前提としている。ついでにいえば、この必要性については全く厳格な要求がなされるべきであり、たとえば第三者に対する主張の場合には、普通は、撤回の必要性は肯定されるべきではないであろう。しかし、継続的な影響を残す名誉侵害のそのような状態が肯定されるべき場合（そして、ここではそのような場合が出発点とされている）、真偽不明のときに撤回請求権を否定することは、その主張の被害者にとり名誉保護の非常に大きな制限を意味する。(20)

連邦通常裁判所は、撤回を命ずるには常に名誉侵害的主張の不真実の確定が前提とされるとの見解を、一九六二年の基本判例において、まず第一に、事実の主張の撤回は、被告がなされた主張を誤りと表示するという趣旨

に理解されるし、原告の意図によるとそう理解されるべきである、ということでもって理由付けた。⁽²³⁾ 撤回請求権の

この特別な性格のために、連邦通常裁判所の見解によると、撤回請求訴訟においては、金銭賠償請求訴訟もしくは差止請求訴訟におけるのとは異なって証明責任が判断されなければならない。そして、それは、その理由を、法

は、もしかすると真実であるかもしれないことを不真実であると言ふことを、人に裁判によって義務付け、さらに彼をして、民事訴訟法八八八条の強制手段によって、そのようなもしかすると客観的真実にも主観的確信にも矛盾するかもしれない表示を強制することを許さないからである、という点に見ている。中間時において幾人かの論

者が撤回をこのように理解することと、そこから引き出された証明責任の分配に対して疑問を提示したにもかかわらず⁽²⁴⁾、一九七七年の判例もこの点に関する態度を変えなかつた。しかし、連邦通常裁判所の前提が今後も適切であ

るか否かは、二つの連邦通常裁判所の判決の中間時に連邦憲法裁判所が撤回に新たな輪郭を与えたという理由で⁽²⁵⁾も、検討されなければならない。

連邦憲法裁判所は、すなわち、以下のように述べた。⁽²⁵⁾ 撤回を命ずることは、それを命ぜられた被告が、彼によつて撤回されるべき主張が不真実であることについて確信を抱いていなければならないということを意味しない。その被告は屈辱を感じさせられるわけでもないし、その意思が抑圧されるわけでもない。その確信を変えることや、ありもしない確信の変更を外部に向かつて告白することを要求されるわけでもない。こう述べたうえで、そのような危険が決して生じないようにするために、連邦憲法裁判所は、撤回を命ぜられた被告に、その表示中に、彼はそれを彼に対して下された確定判決の履行としてなすという旨を明らかにすることを認めた。撤回にこのような制限が付されている場合、撤回中で主張の不真実について何か言われていると考え、それ故証明責任を被害者に負わせ

ることがなお止むを得ないことであるうか。

3 この問題がさらに検討される前に、連邦憲法裁判所の判決から射程距離のよりずっと遠くまで及ぶ結論が引き出されえないかが、もちろん考慮されなければならない。著者を含め幾人かの観察者は、そのような弱められた、そして単なる判決の履行に過ぎないと指示と結び付けられた表示は、名譽侵害的主張の除去というよりはむしろその隠された繰り返しに等しいから、撤回は實際上価値を減じられる虞があるのでないかという印象を、連邦憲法裁判所の判例について抱いた。別稿⁽²⁶⁾で詳しく理由付けられているように、自分自身の表示という要素をおよそ放棄し、その代わりに、主張された名譽侵害的事実の不真実の裁判所による確定を求める訴えを認めるということが、結果的に考慮に値する。この提案には、しかし、連邦通常裁判所は従わなかつた。今、ここでは、以前なされた議論の繰り返しによってこの問題についての連邦通常裁判所の意見を今さら変えさせる、という余り成功の見込みのない試みはなされるべきではない。とりわけ、非常に大胆な法の発展が問題となるであろうことが、直ちに認められうるからには、そのような試みはなされるべきではない。むしろ、本論文においては、確認訴訟の否定は事実と看做され、連邦通常裁判所の被告側に非常に有利な証明責任規則は、確認訴訟の否定、およびそのためあげられた理由と滑らかに調和するのかが問題とされる。

主張された名譽侵害的事実の不真実の確定、または特定の主張による人格権の違法な侵害の確定を求める訴えを、連邦通常裁判所は、民事訴訟法二五六条一項の一義的な文言に鑑みると、それは現行の権利保護の体系中に含められないとの理由で、不適法であるとした。撤回請求権でもって被辯者の保護に値する利益は十分に満足させられているとの理由で、連邦通常裁判所は法の形成についての十分な動機はないとした。このことは、連邦通常裁判所の見解によると、連邦憲法裁判所の先に紹介した判例を考慮に入れても、つまり撤回を命ぜられた被告が、それによりその内面的な留保を明示するために、それを命ぜられたから撤回するということを撤回に付加する場合に

も、当てはまる。たとえば、撤回の命令の正しさについての疑問といったようなより射程距離の長い付加的文言は、連邦通常裁判所が指摘するように、もちろん許されない。この関連において、連邦通常裁判所は、撤回の表示の内容を自ら折「断絶」(Abrücken)と名付けている。これによつて明らかに以前の表示からの断絶が意図されているが、引用符の使用の理由は、多分、裁判官が「断絶」という表現が全面的に適切か否かに完全な確信を持つていないと、いうことであろう。連邦通常裁判所の判例は、しかし、その点では、連邦憲法裁判所の見解と同一の問題に直面することになる。撤回は、侵害者の表示という要素にとだわった場合、実際、以前の主張が不真実であると言つてはいることと理解されなければならず、またされるべきであるのか、あるいは、むしろ単に以前なされた主張からの断絶、それからの隔離が問題であるに過ぎないのが。

4 ここで――読者はこの観点がないことに多分既に気付かれていたであらう――無制限撤回「主張された事実が不真実であることが証明された場合に、何らの制限あるいは付加的文言なしになされる単純な撤回」と制限的撤回の区別に触れるべき時となつた。つまり、侵害者は、真偽不明の場合、少なくとも、彼は証拠調べの結果その非難をもはや維持することができない、といふ旨を表示すること「これが制限的撤回である」を命ぜられえないかが問題である。そのような内容の表示がなされるとき、表示者はそれでもってはその主張が真実であるとか、不真実であるとかいうことについては何も言つていないということは、それ自体明白である。にもかかわらず、連邦通常裁判所は、既に一九六二年の判決中で簡潔に、それから一九七七年の判決中でより詳細な理由付けを与えて、真偽不明の場合にそのような制限的撤回を命ずることをも大幅に否定した。その見解によると、すなわち、この制限的撤回は、「客観的に判断して非難が真実であることについての重大な手振りが欠けていいる」場合にのみ、要求されうるという。成程不真実が証明されてはいないが、非難が真実であることについての重大な手振りも存在しないといふこの狭い中間領域への制限によって、制限的撤回は、实际上非常に稀な場合にのみ問題となりうることになる。

さらには、そのような中間領域の存在はおよそ許されるのかという問題が生ずる。客観的に判断して、つまり裁判所の目から見て、非難が真実であることについての重大な手掛りが存在しない場合には、本来、民事訴訟法二八六条一項一文の意味における不真実の証明がなされたと看做されなければならないのではなかろうか。連邦通常裁判所の考察方法は、それがおよそ実際の適用領域を有すべきであるならば、証明度についての要求が誇張されるという危険を内包している。

連邦通常裁判所が「通常の」真偽不明——つまり、主張が真実であるということに有利な証拠も不利な証拠もそれ相違あるという証明状態——の場合に制限的撤回を否定する議論は、批判的評価を呼び起す。連邦通常裁判所は、まさに弱い撤回の場合に（無制限撤回を求める請求権は、一九七七年の判例中では、数行で否定される）、被告の人格権上の利益の侵害の虞、すなわち、被告が自己的良心と確信に反して主張を放棄しなければならず、自己の誤った態度を指示しなければならない危険を指摘している。決定的な点は、その際、たとえば以前の主張をもはや維持しようとは思わないという形式における制限的撤回も、「場合によっては撤回を宣告する判決が指示されていることと関係なく、一般に、以前の主張が正しくないことを（今度は）承認してしまうことと評価される⁽²⁹⁾」という連邦通常裁判所の見解である。それは、しかし、根本において、制限的撤回という工夫と明白に矛盾する剥き出しの主張に過ぎない。連邦通常裁判所は、それからさらに、「なぜなら彼はそれ（主張）を証明しえないから」という付加的文言がおよそ矯正手段として適していないかどうかを検討しているが、それについて、そのようなことを述べるのは被侮辱者の名声に対する新たな攻撃へと容易に転化する、といつて⁽³⁰⁾いる。連邦通常裁判所は、つまり、そのような制限的撤回でもつてはあまり被害者の利益の救済とはならない、ということから出発している。この判断をするのは、しかし、そのような制限的撤回の表示が命ぜられるべきであるか否かを、その申立てによって決める権利が帰属しなければならない原告の役割であろう。申立てが必要であるということは、連邦通常

裁判所のこの疑問を考慮するために十分であろう。しかし、そのような疑問のある付加的文言がなくとも、主張はもはや維持されないと表示は真実か否かについて何も言つておらず、それ故、真偽不明の場合にも侵害者に強要しえないか否かが、第一次な問題として残つたままである。

5 連邦通常裁判所が、一九七七年の判決中において、無制限撤回についても制限的撤回についても厳格な証明の要求を立てたことにより、それが確認訴訟を否定すると決めた際に証明責任に関する考慮との注目に値する矛盾が生ずる。確認訴訟の方を利用しようとの提案は、それにより表示の人格的要素から生ずる問題を——その内容に関しても証明責任に関しても——回避するために、被告による表示という要素を放棄し、その代わりに裁判所による確定という要素を前面に押し出すという趣旨である。連邦通常裁判所は、この提案を否定したとき、確認的な裁判は、「原則として、これまで認められてきた救済よりもより簡単な実体法上および証明上の要件に係られえず」⁽³⁾、したがつて、撤回請求権に比べてもまたそうである、ということを指示した。だが、連邦通常裁判所は、撤回請求権について、まさにその人格的な要素を理由として、確認訴訟では同じ程度で妥当してはならないであらうようないい要求をした。成程、判決による不真実の積極的確定は、まさに既に指摘された事物の性質からして、不真実であることの証明を前提としているであろう。なぜなら、それは、その場合にのみ、不真実であるとの高権的な宣言が首尾一貫しており、それ自体筋が通つてゐるからである。しかし、確認訴訟において真偽不明となつたときは、原告の申立てに基づき、主張された名誉侵害的事実は証明されなかつたということを確定することに対する明白な疑問は存在しないであろう。連邦通常裁判所が、いづれにせよ撤回請求訴訟が存在するとの理由で確認訴訟を否定しながら、それは裁判所による確定とは異なつたものである、すなわち被告個人が表示をすべきことの命令であるとの理由で撤回請求訴訟について高い証明の要求をすることにより、名誉保護の重大な欠陥が被害者の犠牲において受忍されることとなつてゐる。

6 もし確認訴訟を適法とするならば、主張が不真実であること、または証明されなかつたこととの裁判所による確定が、明白かつ疑問の余地のないようだ表現され、したがつて名譽保護が客觀化され、その代わりに、他方で、侵害者的人格的な使用 (personalen Einsatz)、すなわち表示をなすことの強制は完全に放棄されるであらう。それに反し、連邦通常裁判所とともに、侵害者の表示を継続的な影響を残す名譽侵害の除去のための正しくかつ必要な手段と考えるならば、連邦憲法裁判所と連邦通常裁判所によって表明された良心の強制に対する疑問に基づき、その場合、いわばこの主觀的名譽保護観念の対価として、被告に要求されるべき表示を主張が不真実であると述べてみると理解ないし定義することが放棄されえないか否かという問題が生ずる。「撤回」により名譽侵害的主張の影響が残ることを妨げることが問題であるから、そのような除去の効果がおよそどのようにして生じさせられるのかをより詳しく述べるべきであろう。名譽侵害的主張が一たんされたということは、成程、事実としては、この世から抹消されえない。しかし、その主張者がその主張を新たにするならば、それは彼に許されることである、といふことにはならないようだ、「撤回」によつてされるべきである。第三者は——そして、このことが決定的な点であるように私には思われるが、——「撤回」後は、もはや次のような形式において問題の主張をさらに続けることはできない。すなわち、成程それを自ら主張しはしないが、最初の主張者の言うところによると、事実関係の展開はその者が詳しく述べたようなものであつたという情報を流布する形式でのその主張の継続は禁止されるのである。最初の主張者が、彼の側で除去の表示をなすや否や、すなわち、この伝達の内容は、それとして不真実となり、第三者自身が刑事法上および民事法上のサンクションに曝されることにならう。除去の表示の正当な機能は、したがつて、その以前の表示からの主張者の隔離、断絶を明確にすること、あるいはこうも定義することができるが、現在の撤回者とその以前の主張との間の紐帶を断ち切ることである。⁽³²⁾なぜこれがなされるのか、主張者が不真実であることを認めたからか、あるいは単に彼が裁判所の判決によつて除去の表示を強制されたからか、について言う

ことはその際必要ではない。単に、その際、制限的な文言を付加することによって隔離の効果が抹殺され、もしくは疑問とされることが許されないだけである。

主張の「撤回」が、ある者との以前の主張との間の紐帯を断ち切ること以上のもの、もしくはそれ以外のものを含んでいるか否かは、疑われる。連邦通常裁判所は成程そのようなものが含まれていると主張したが、そのテーゼに何の理由付けも与えなかつた。反対の見解をとり、撤回を単にその以前の主張からの断絶に過ぎないと把握する論者（注（23）参照）に、連邦通常裁判所は、残念ながら個別的な対応をしていない。「撤回」という単語の国語的意味が国民によってどのように理解されているかのアンケートには、おそらく様々な回答がなされるであろう（その際、多くは質問の仕方とたまたまあげられる例に依ることになろう）。法秩序は、とりわけ意思表示の撤回の場合のように（たとえば、民法一〇九条・一二〇条一項二文「原文では一文となつてゐるが、二文の誤りである」・一七八条・一二一五三条）、法律効果を消滅させる表示との関連において撤回という表現を特に用いている。そこでは、意思表示は初めから現実について述べるところは何もないから、撤回がその表示が真実もしくは不真実であるということと何の関係も持たないことは明らかである。むしろ、その場合には、以前述べられたことを表示者に帰せしめることが問題となつてゐる。すなわち、撤回者がそれが以前表示したことから断絶させることが問題となつてゐる。このことに依拠すると、「撤回」という単語に、われわれの関連においても、以前の主張からの断絶という意義だけを与えることも、全く可能であるようと思われる。法秩序は、撤回を指示する場合、この撤回が内容的に何を意味するかを定義することができる。言い換えれば、連邦通常裁判所は、それ自体として、撤回がその他の場合には、もしくは通常はどういうに理解されているかに拘束されることなく、撤回によつて何が意図されているかを正確に確定することができるであろう。そして、そうした場合、少なくとも若干の時間の経過の後、撤回といふ単語のこの法律的な理解が十分に一般に知られることになるといふことも、多分

名誉および人格権侵害をめぐる訴訟における証明責任

考慮に入れられるであろう。他方、もちろん、撤回という単語は、先に指摘したように、不真実であると言つて、いるように思わせるところがあるということのみならず、少なくとも示唆的に、撤回者の自己負罪、謝罪、あるいはさらに遙りの要素を含んでいる、ということが看過されるべきではない。その点に、判例が、刑事法的な付隨的効果であるとして撤回とそれに類似の表示を否定し、その後、民事法の領域において撤回を再び適法とすることを当初躊躇した理由があつた。⁽³⁴⁾ 純粹に国語的な不明確さと並んで、そのような刑罰に類似した効果をなるべく避けようとの努力も、撤回という単語を放棄する理由となる。

表示から必要な隔離は、被告はその以前の主張を取り下げる (*zurücknehmen*)、と言うことによって、国語的には最も明白に表現される。そのうえ、取下げの表示のこの趣旨が判例によつて確立され、他方、すべての説明的もしくは制限的な附加的文言が禁止されるならば、それでもつて、取下げを命ぜられた被告の人格権上の利益も、必要かつ可能な程度に保護されるであろう。どのみち名譽保護を主観的に觀念することなどまるうとするならば、先にあげた連邦憲法裁判所の判例後も、侵害者の表示によつて効果的な名譽保護を与えることは、このようにして可能であるように思われる。

直前で説明した意味における主張の取下げは、不真実について述べるところは何らないから、それを命ずることは、証拠調べの結果真偽不明となつた場合にも、正当化されうる。除去の効果のみが生ずるように厳格に制限される結果、証明がないという危険を主張者に負わせること、つまり、除去請求訴訟についても主張・証明責任を刑法一八六条に準じて判断することが可能となる。まさにそれがなされたのと同じ形式で主張を将来に向かっても維持することが、正当な利益の擁護のために必要であり、被告がそれが真実であるとの十分な手掛りを述べえた場合にのみ、刑法一八六条を準用して、真偽不明のとき取下請求訴訟は棄却されるべきであろう。

(18) BGHZ 37, 187=IZ 1963, 130 (mit Ann. Hubmann).

(19) BGHZ 69, 181.

(20) 「当事者がいかなる関係においてかは、判例集が記述しないにいたる」。

(21) 「近時撤回請求権の要件について述べる所によれば」 BGH NJW 1984, 1104 (「衆議院内」) 不真実の申張がなされた場合に撤回請求権が与えられない。

(22) BGHZ 37, 187, 189 f.

(23) 「無制限撤回申込は不真実であることを証明する旨が申張されればその誤謬は反対して申張されるべきである」 P. Schlosser JZ 1963, 309, 312; H. Sticker MDR 1970, 893; Ritter ZZP 84 (1971) 163, 165, 166; Rötelmann NJW 1971, 1636, 1638; MünchKomm-Schwerdtner, BGB, § 12 Rdnr. 301, 309——連邦連邦裁判所は賛成した論據として、Hubmann JZ 1963, 131; ders., Persönlichkeitsschutz (N. 1) 359 f.; Reinicke MDR 1962, 978; Jauernig ZZP 79 (1966) 343 (N. 66).

(24) 「申立の誤り連邦通常裁判所は賛成した私的口説 (Leipold, Beweislastregeln und gesetzliche Vermutungen, 1966, S. 164 ff., 170 f.) を修正する理由が、存在しない。」

(25) BVerfGE 28, 1, 10 f.—Dazu Rötelmann NJW 1971, 1636, 1639; Leipold ZZP 84 (1971) 150.

(26) Leipold ZZP 84 (1971), 150; IZ 1974, 63.

(27) BGHZ 68, 331=NJW 1977, 1288.

(28) BGHZ 69, 181, 182; ebenso schon BGHZ 37, 187, 190.

(29) BGHZ 69, 181, 184.

(30) BGHZ 69, 181, 184 f.

(31) BGH NJW 1977, 1288, 1290.

(32) いわゆる、社(23)は掲げた連邦通常裁判所を批判する論據として強調された。

(33) 「撤回」が必ずしも必ず事実が不真実であることを証明する旨が別個の例として、BGH NJW 1984, 436 が、不適な方法で対象者に聞かせるデータを第三に補足測定した結果から導き出されたものと認められる、「測定されたデータの撤回

を求める」請求権があげられる。

(34) Vgl. RGZ 60, 12, 16 ff. [近代法以前に刑罰として存在した撤回という制度は、一八七一年の刑法で廢止されたが、この判決は、民事法上の撤回という制度もこの刑罰であるとして、これを否定した。しかし、その後、民事法上の撤回は、RGZ 88, 129 等によって、再び認められるに至った。]

IV 要 約

1　主張された事実によって名譽ではなく、一般的な人格権が侵害される場合にも、刑法一八六条の類推によって、いざれにせよ差止請求訴訟においては、主張者に、その主張が真実である」とについての証明責任が負わされるべきであろう。

2　撤回による名譽保護についての現在の民事裁判所の実務には満足できない。どのみち名譽保護を主観的に概念することにとどまるうとする場合でも、無制限撤回と制限的撤回の二元性は放棄されるべきであり、（このこと）が継続的な影響を残す名譽侵害の除去のために実際に必要である限り）主張の取下げを求める請求権のみが与えられるべきである。彼が、その主張を将来に向かって維持することについて正当な利益の擁護を援用しうるよう場合を除いて、その主張が不真実であるか否かが真偽不明である場合にも、被告は、説明的もしくは制限的な附加的文言と結び付けられることの許されない取下げを命ぜられるべきである。したがつて、原則として、差止もしくは金銭賠償請求訴訟の場合と全く同様に、被告が、彼によつてなされた非難が真実であることについての主張・証明責任を負うことになる。証明の危険をこのように負わせることは、名譽侵害的事実の主張をすることがより慎重に回避されることに寄与しあることにならう。そして、それは、四つの目の中で起きたときれる出来事が問題である場合にもそつである。

基本法（宮沢俊義編・世界憲法集による。）

第二条 (1) 各人は、他人の権利を侵害せず、かつ、憲法的秩序または道徳律に反しない限り、その人格の自由な発展を目的とする権利を有する。

第三条 (1) すべての人は、法律の前に平等である。

刑法（法務大臣官房司法法制調査部編・ドイツ刑法典による。）

第一八六条 他人に関して、人に輕蔑され又は世評において低く評価されるに適した事實を主張し、又は流布した者は、この事實が証明可能な真実でない限り、一年以下の自由刑又は罰金に処し、行為が公然と、又は文書（…）の頒布によって行われたときは、二年以下の自由刑又は罰金に処する。

第一九三条 学問上、芸術上若しくは商業上の業績に関する非難的な判断、さらに権利の実行若しくは防衛のため、又は正当な利益の擁護のために行われた発表、及び部下の者に対する上官の訓戒及び譴責、官吏側の服務上の告発若しくは判断、並びにこれらに類似する場合は、侮辱の存在が、発表の形式から、又は発表の行われた事情から生ずる限度においてのみ、これを罰する。

民法（一部、外国法典叢書獨逸民法）を参照した。)

第一〇九条 (1) 相手方は、「未成年者との」契約の追認があるまでは、これを撤回することができる。撤回は、未成年者に対しても、表示されることができる。

第一三〇条 (1) 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時から、効力を生ずる。意思表示の到達前、又は到達と同時に撤回の通知が相手方に到達したときは、意思表示はその効力を生じない。

第一七八条 「無権代理人との」契約は、追認があるまでは、相手方において撤回することができる。ただし、相

手方が、契約の締結当时、代理権の欠缺を知っていたときは、この限りではない。撤回は、代理人に対しても、表示されることができる。

第二二五三条 (1) 被相続人は、遺言、及び遺言中に含まれた個々の処分をいつでも撤回することができる。

(2) 精神耗弱、浪費、飲酒癖又は麻薬癖による被相続人の行為能力制限の宣告は、宣告前になされた遺言の撤回を妨げない。

民事訴訟法（一部、法務大臣官房司法法制調査部編・ドイツ民事訴訟法典により、一部、同編・ドイツ強制執行法を参照した。）

第一三八条 (3) 明らかに争われていない事実は、それを争わんとする意思が当事者のその他の陳述から認められないときは、自白したものと看做す。

第二五六条 (1) 法律関係の存在又は不存在の確認、証書の真正若しくは不真正の確認を求める訴えは、法律関係又は証書の真正又は不真正を裁判官の裁判により即時に確定することにつき原告が法律上の利益を有するとき、これを提起することができる。

第二八六条 (1) 裁判所は弁論の全趣旨と、なされた証拠調べの結果を斟酌して、自由な心証によって、事実の主張を真実と評価すべきか真実と評価すべきでないかを判断しなければならない。判決において裁判官の心証の原因となつた理由を示さなければならない。

第八八八条 (1) 作為が第三者によつて実行できない場合においてその作為が専ら債務者の意思に依存するときは、第一審の受訴裁判所は、申立てにより、強制金とこれが取り立てられない場合には強制拘留により、又は強制拘留により債務者に強いて作為を実行させる旨を命ずる。各個の強制金は五万マルクを超えてはならない。強制拘留については、拘留に関する第四章の規定が準用される。

本稿は、Dieter Leipold, Zur Beweislast beim Schutz der Ehre und des Persönlichkeitsrechts が記述したものである。原論文は、Beiträge zum Schutz der Persönlichkeit und ihrer schöpferischen Leistungen (Festschrift für Heinrich Hubmann zum 70. Geburtstag) — (Frankfurt am Main, 1985, Alfred Mezner Verlag) の 117 頁以降に収められた。我が國における、いわゆる政界や芸能界の人々に関する、暴露的な情報が伝わるが、名譽や人格権の侵害が問題となることが多いのでおり、北方ジャーナル事件の最高裁大法官判決（最〔大〕判昭和六一・六・一民集二〇巻四号八七一頁）の多数意見には、出版物の事前差止を求める訴訟においては、被告が主張された事実が真実であるといいや、出版が専ら公益目的に出たものであるとの証明責任を負うかのよしなどが述べられてゐるが、これには学説上反対も強い（たゞれば、右の判決の評釈である、横田耕一・判評三三三八号〔判時一一一一号〕四〇頁）。しかし、この証明責任の点は、事前差止以外の名譽や人格権の侵害をめぐる訴訟においても問題となるのである。そりや、この点をめぐるドイツの判例・学説の状況は、わが国での問題処理を考えるうえでも参考になると思われる。原論文は、このドイツの判例・学説の状況をよく伝えており、また、与えられる教済の内容（ドイツ法上從来考えられてきた）の内容については、安次富哲雄「ドイツ法における名譽毀損的主張の取消請求権について」琉大法学二五号一頁以下に詳しい紹介がある）を考え直したうえで、証明責任の点についても判例に異を唱えてくるライポルト教授自身の見解も興味深い。ところで、ライポルト教授は、日本学術振興会の招聘により、本年（一九八八年）四月に来日され、五月末までの滞日の間、各地の学会、大学等において講演をされる予定であり、その際、わが成城大学法学部にも来学される予定である。そこで、それを機に、右のように興味深い原論文の翻訳の本誌への掲載をお願いしたところ、ライポルト教授の御快諾をいただくことができたので、同教授に心からのお礼を申し上げたい。本稿を掲

誠する次第である。

訳出に際し、原文がイタリック体で書かれていた部分には、傍点を付し、原文のあおりでは分からなくなれば、箇所などは、〔 〕による訳注を付した。また、冒頭に目次を、末尾に引用された文の関係ルーツ法条文の脚註を付した。

Ich möchte hiermit Herrn Professor Dr. Dieter Leipold, Freiburg i. Br., der mir Genehmigung dieser Übersetzung gegeben hat, herzlichst danken.

(鈴木・カドム=本学助教授)

